

2020年3月13日

経営情報学会 年次大会開催規程

(目的)

第1条 本規程は、定款第55条に基づき、経営情報学会の年次大会について定める。

(名称及び実施方法)

第2条 経営情報学会の年次大会の名称は、大会毎に理事会にて決定する。

2. 経営情報学会の年次大会は、原則として各事業年度に1回開催することとする。

3. 大会の日程と会場は、開催の1年以上前を目安に、理事会にて決定する。

(大会実施のための委員会)

第3条 経営情報学会の年次大会を実施するため、大会毎に下記の委員会を設置する。これらの委員会は当該の大会が終了し、必要な残務処理が終了するまで存続する。

(1)大会委員会

(2)実行委員会

2. 各委員会には委員長を置く。委員長は理事会にて決定する。

3. 大会委員会は実行委員会を統括し、当該大会実施の責任を負う。

(開催費用)

第4条 年次大会開催のため、必要に応じ、大会委員会に大会予算に従い大会運営費として支出する。

第5条 大会委員会は、大会開催後、大会報告書を作成し、理事会に提出する。大会運営費は精算の上、残金全額および余剰金があれば余剰金全額を戻入する。

(参加費)

第6条 年次大会の参加費は別途定める。

(その他)

第7条 大会開催の詳細については、別途、大会開催ガイドラインにて定める。

(規程の改廃)

第8条 本規程の改廃は理事会の議による。

附則 本規程は令和2年3月13日より施行する。